

横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針(案)

制定 平成18年7月13日

改正 平成31年2月8日

改正 令和2年7月20日

改正 令和5年3月31日

附属図書館運営委員会決定

(目的)

1. 横浜国立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において作成された学術情報等を収集し、横浜国立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献しようとするものである。

2. (委員会)

リポジトリの管理運営に関する重要事項は、国立大学法人横浜国立大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(管理運営)

3. リポジトリの管理運営は、附属図書館が行う。

(登録対象)

4. リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する学術情報等は、本学において作成された次の各号に掲げる研究・教育成果物のうち、電子的フォーマットで作成され、かつネットワークを通じて配信できるものとする。
 - (1) 学術論文（学術雑誌論文・プレプリント・学会発表資料等）
 - (2) 学位論文（博士論文等）
 - (3) 研究活動を通じて得られたデータ（各種研究成果物の根拠データ等）
 - (4) 教育資料
 - (5) 部局等が作成した紀要・研究記録等
 - (6) 学内に基盤を持つ学会・研究会が作成した紀要・研究会誌・研究記録等
 - (7) その他、附属図書館長が適当と認めたもの

(登録者)

5. リポジトリに学術情報等を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び学生
 - (2) その他学長が特に認めた者

(登録のための手続き等)

6. リポジトリに学術情報等を登録することを希望する者は、別紙1の「横浜国立大学学術情報リポジトリ登録者申請書」を附属図書館長に提出することとする。

(学術情報等の登録)

7. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した又は作成に関わった学術情報等を登録することができる。ただし、附属図書館は、登録者の依頼により、その登録作業を代行することができる。その際、登録者は別紙2の「学術情報リポジトリへの登録許諾書」を附属図書館長に提出することとする。

(メタデータ)

8. 附属図書館は、学術情報等の登録に伴い、関連する書誌情報やリンク情報、引用情報、抄録等からなるメタデータを登録する。

(デジタルオブジェクト識別子)

9. 附属図書館は、公開された以下のコンテンツにデジタルオブジェクト識別子 (DOI) を付与する。
 - (1) 学術論文 (学術雑誌論文・プレプリント・学会発表資料等) のうち本学で発行されたもの
 - (2) 学位論文 (博士論文等) のうち本学が学位を授与したもの
 - (3) 本学における研究活動を通じて得られたデータ (各種研究成果物の根拠データ等)
 - (4) 本学で発行された教育資料
 - (5) 部局等が作成した紀要・研究記録等
 - (6) 学内に基盤を持つ学会・研究会が作成した紀要・研究会誌・研究記録等

(ライセンス)

10. 登録された学術情報等及びメタデータの利用におけるライセンスは以下のとおりとする。
 - (1) 学術情報等の著作権者は、その学術情報等を任意のライセンスで公開することができる。
 - (2) 本学は、登録したメタデータを、原則として「クリエイティブ・コモンズパブリック・ドメイン提供 (CC0)」に相当するライセンスで公開する。ただし、メタデータに記述された抄録については、著作権者が許諾しない場合はその限りでない。

(登録された学術情報等の利用)

11. 本学は、次の方法により、リポジトリに登録された学術情報等を利用する。
 - (1) 当該学術情報等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開 (送信) する。
 - (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。
 - (4) 別に定める二次利用を行う。
12. 本学は、リポジトリに登録された学術情報等の利用については、次のことを遵守する。
 - (1) 前項に掲げる利用方法以外による利用は行わない。

- (2) ネットワークを通じて学術情報等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。
- ・学術情報等の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならない。ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得ることを要しない。

(学術情報等の著作権と利用許諾)

13. 学術情報等の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、本学に対し、第11項に掲げる利用を無償で許諾する。
14. 学術情報等の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、本学に対し、第11項に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。
15. 学術情報等の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、本学に対し、第11項に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、これを要しない。
16. 学術情報等がリポジトリに登録された後も、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(学術情報等の削除)

17. 本学は、公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である場合又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合に、リポジトリに登録された学術情報等を削除することができる。

(留意事項)

18. この指針の適用にあたっては、国立大学法人横浜国立大学職務発明規則(平成16年規則第107号)及び国立大学法人横浜国立大学研究成果有体物取扱規則(平成16年規則第373号)との整合性に留意する。

(別紙1)

令和 年 月 日

横浜国立大学学術情報リポジトリ登録者申請書

横浜国立大学附属図書館長 殿

私は、「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針」に従い、学術研究成果を横浜国立大学学術情報リポジトリに登録することを申請します。

記

(申請者記入欄)

所属		
氏名		印
連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	
ID	希望アカウント	※英数字8桁以内でお願いします。
	パスワード	※英数字8桁以内でお願いします。
備考		

(別紙2)

学術情報リポジトリへの登録許諾書

令和 年 月 日

横浜国立大学附属図書館長 殿

部局名

氏名

E-mail:

私は、「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針」に従って、下記の学術研究成果を横浜国立大学学術情報リポジトリへ登録し公開すること及び同指針11.(1)～(4)に定める利用を許諾します。

登録する際は以下のライセンスを付与します。*

※ライセンスを付与する場合に限り、希望するライセンスを選択または記述してください。

選択肢は複数選択可能です。

・CCライセンス： BY NC ND SA

参考 <https://creativecommons.jp/licenses/>

・自由利用マーク： コピーOK 障害者OK 学校教育OK

参考 <https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

・その他（自由記述） _____